

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県久喜市河原井町16番地1  
 氏 名 埼玉エコロジー 株式会社  
 代表取締役 河野 利美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成26年 5月12日

許可の有効年月日 平成31年 3月 2日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処分業

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質系のものに限る。）、紙くず、繊維くず 以上3種類

熔融減容：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類

※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

施設等の所在地

埼玉県久喜市河原井町16番1 以上1筆（面積9,877.96㎡）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

中間処分及び処分に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成21年3月3日	指令産廃第1329号	新規許可
平成21年11月30日	—	変更届（熔融減容施設の入替え）
平成22年5月26日	—	変更届（保管面積の拡大及び縮小）
平成26年5月12日	指令東環第108-8号	更新許可
	以下余白	

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	123.32 t/日 (12時間)	がれき類 以上1種類	平成21年 3月 3日 平成21年 3月 3日 5-85
	120.96 t/日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
破砕施設	24.00 t/日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)以上1種類	平成21年 3月 3日 — —
破砕施設	120.00 t/日 (12時間)	木くず 以上1種類	平成21年 3月 3日 平成21年 3月 3日 5-86
破砕施設	24.00 t/日 (12時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成21年 3月 3日 平成21年 3月 3日 5-87
	28.80 t/日 (12時間)	紙くず 以上1種類	
	30.00 t/日 (12時間)	木くず 以上1種類	
	26.40 t/日 (12時間)	繊維くず 以上1種類	
	21.60 t/日 (12時間)	ゴムくず 以上1種類	
	45.60 t/日 (12時間)	金属くず 以上1種類	
	36.00 t/日 (12時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上6種類	
圧縮梱包施設	92.04 t/日 (12時間)	廃プラスチック類(軟質系のものに限る。)以上1種類	平成21年 3月 3日 — —
	125.04 t/日 (12時間)	紙くず 以上1種類	
	93.36 t/日 (12時間)	繊維くず 以上1種類	
溶融減容施設	0.60 t/日 (12時間)	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)以上1種類	平成21年 3月 3日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管の面積	保管の高さ等
がれき類 以上1種類	64.0 m <sup>2</sup>	3.0 m (屋外)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	9.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋外)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	90.0 m <sup>2</sup>	3.0 m (屋外)
木くず 以上1種類	144.0 m <sup>2</sup>	3.0 m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上6種類	100.0 m <sup>2</sup>	3.0 m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上6種類	100.0 m <sup>2</sup>	3.0 m (屋外)
がれき類 以上1種類	16.3 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	16.3 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	30.0 m <sup>2</sup>	2.5 m (屋内)
木くず 以上1種類	265.0 m <sup>2</sup>	3.5 m (屋内)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上6種類	18.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内) (8 m <sup>3</sup> コンテナ×2個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上6種類	18.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内) (8 m <sup>3</sup> コンテナ×2個)
廃プラスチック類 (軟質系のものに限る。) 以上1種類	9.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内) (8 m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
紙くず 以上1種類	9.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内) (8 m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
繊維くず 以上1種類	9.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内) (8 m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) 以上1種類	10.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内) (8 m <sup>3</sup> コンテナ×1個)